

神戸常盤大学グラウンド等使用規程

- 第1条 神戸常盤大学グラウンド（兵庫県神戸市西区岩岡町1960-106）
（以下「グラウンド等」という。）の使用に関する事項は、この使用規程の定めるところによる。
- 第2条 グラウンド等を使用しようとする者は、あらかじめ大学の許可を受けなければならない。
- 第3条 グラウンド等を使用できる者は、本学園の園児・生徒・学生、教職員及び学園の認めた者とする。
- 第4条 グラウンド等は、次の場合において使用することができる。
- （1）学園の主催する行事
 - （2）正課授業
 - （3）課外活動
 - （4）学生・生徒及び教職員の主催する行事
 - （5）その他、学園が認めたもの
- 2 前項各号の使用日程が重複した場合は、運営管理課が調整する。
- 3 学外者に使用させる場合には、別に定める使用料を徴収する。ただし、特別の事情のあるときは、これを減免することができる。
- 第5条 使用者に次の各号の一に該当する行為があった場合は、その許可を取り消し、以後の使用を禁止することがある。
- （1）施設備品を破損又は滅失する行為
 - （2）使用权の全部又は一部を他に転貸しする行為その他、本規程及びグラウンド使用細則に違反し、管理運営上支障がある行為
- 2 大学において緊急その他やむを得ない理由により使用の必要が生じたときは、使用の許可を取り消す。
- 3 前二項により使用者が損害を受けても、大学は一切その責任を負わない。
- 第6条 使用者が施設又は設備を、故意又は重大な過失により破損又は滅失したときは、相当代価を弁償しなければならない。
- 第7条 グラウンド等の使用中に生じた事故で、大学の責によらないものについては、大学は一切その責任を負わない。
- 第8条 グラウンド等の使用にかかる管理は、運営管理課が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。